

賃貸
住まいの

新婚

世帯に

NEWS

芦屋町新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金

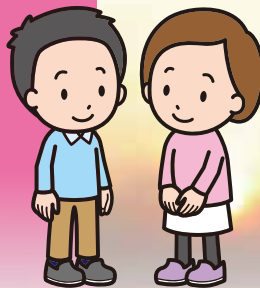
芦屋町内の民間賃貸住宅に住む
新婚世帯に3年間で

最大 **72** 万円の
補助金を交付します！

対象期間

平成 27年 4月 1日

↓
令和 6年 3月 31日 該当分



芦屋です 暮らす

民間賃貸住宅を活用した新婚世帯の定住化の促進を図るため、芦屋町内の民間賃貸住宅（アパート、借家等）に住む新婚世帯に対し、家賃の一部として最長36ヶ月（3年間）で最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で補助します。



対象世帯

◎平成27年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻の届出をし、かつ届出日時点で、夫婦の合計年齢が80歳未満であること。

◎町内の民間賃貸住宅に居住していること。

◎最初の補助金の交付申請日において、婚姻の届出の日から1年以内であること。

その他には、

- ◆世帯全員の町税等に滞納がないこと
- ◆自治区に加入していること
- ◆世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること
- ◆生活保護法による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと

など

対象住宅

町内の民間賃貸住宅（アパート、借家など）

※ただし次の住宅は除きます。

（町営住宅、所得制限外住宅、県営住宅、社宅、官舎、寮その他の給与住宅。借上公共賃貸住宅。対象世帯の親族（新婚夫婦の2親等以内）が所有する住宅。）

交付額

月額上限を2万円とし、最長36ヶ月（3年間）、最大72万円を商品券で交付します。

- ◆家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）から勤務先の住宅手当等を引いた額（上限2万円/月）。
- ◆補助金は、年度ごとに芦屋町商工会が発行する商品券で一括交付。

交付対象期間

夫婦が同居した月または婚姻の届出をした月のいずれか遅い月の翌月分から、最長36ヶ月（3年間）分。

問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課 住宅係
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3540 | FAX | 093-223-3927

※詳細は町ホームページでご確認ください。